

I 調 査 の し く み

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国における製造業の実態を構造的に把握するとともに、生産活動に関する基礎的資料を提供するものである。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される統計調査である。

3 調査の期日

この調査は平成26年12月31日現在で、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの1年間の実績について調査したものである。

4 調査の範囲

日本標準産業分類による「大分類 E—製造業に属するすべての事業所（国及び公共企業体に属するものを除く。）」を対象とした。

5 本調査における製造業の定義

- (1) 製造業とは、有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品（必ずしも完成品を意味するものでなく半製品も含まれる）を製造し、これを卸売する事業所をいう。また、ここでいう卸売とは、次の業務をいう。
 - (ア) 卸売業者または小売業者に販売すること。
 - (イ) 産業用使用者（工場、鉱山、建設業者、官公庁、学校、病院、ホテルなど）に大量または多額に製品を販売すること。
 - (ウ) 業務用に主として使用される商品（事務用機械、家具・病院・ホテル等の設備、産業用機械、建設材料など）を販売すること。
 - (エ) 同一企業に属する他の事業所（同じ会社の他の工場、販売所など）に製品を引き渡すこと。
 - (オ) 自ら製造したものをその場所に店舗を持たず、通信販売（インターネットによる販売を含む）により直接消費者へ販売すること。
- (2) 他の企業の所有する原材料に加工処理を行い、加工賃を受け取る賃加工業は、製造業とする。ただし、直接個々の家庭消費者から加工を委託された場合は、製造業としない。
- (3) 修理を専業としている事業所は、製造業としない。ただし、船舶・鉄道車両の修理又は改造、航空機の修理・オーバーホールを行う事業所については、過去1年間に製造行為を行わなくても、製造業とする。
- (4) 機械修理工場であっても、金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理とを行っている場合は、製造業とする。
- (5) 農家、漁家が同一構内（敷地内）で製造活動を行っている場合、主として自ら採取したものを原材料として使用して製造加工を行っている場合は、製造業としない。ただし、同一構内（敷地内）に工場、作業場とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用労働者（1年間に180日以上従事している者が）いる場合は、製造業とする。
- (6) 廃棄物を収集・分別し、処分場等へ運搬している事業所は、製造業としない。ただし、再生可能な廃棄物に自ら加工処理を行い、有価物としての出荷が主たる事業である場合は、製造業とする。
- (7) 新聞業、出版業は、日本標準産業分類の改訂に伴い、大分類「H—情報通信業」に分類されたため、平成14年調査より調査の対象外となった。

- (8) 電気機器などに組み込まれるソフトウェア（組込ソフトウェア）を作成し、当該事業所で製造される機器に組み込まれる場合は、製造業とする。

6 調査の種類及び方法

- (1) 甲調査・・・・・・従業員30人以上の事業所
(2) 乙調査・・・・・・従業員29人以下の事業所（従業員3人以下は本市独自調査）

調査の方法は自計申告によるもので、申告者は事業所の管理責任者である。

調査票の配布及び収集は、次の三つの方法により行った。

- ① 調査員調査 : 山形県知事が任命する工業統計調査員が、市長の指揮監督を受けて調査票を配布・回収する。（本市独自調査は米沢市長が任命）
② 本社一括調査 : 二以上の事業所を有する企業のうち、経済産業大臣が指定する本社一括調査企業に対し経済産業省が調査票を送付し、企業の本社等が企業に属する事業所について一括して報告する。
③ 国直送調査 : 本社一括調査の指定を受けていない二以上の事業所を有する企業に属する事業所に対し、経済産業省が調査票を送付・回収する。

7 集計事項の説明

- (1) 「平成23年」の数値は経済センサス活動調査、それ以外の年の数値は工業統計調査である。
(2) 事業所数及び従業員数は、平成26年12月31日現在の数字である。
(3) 従業員数は、常用労働者数（「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」の人数の合計）と個人事業主及び無給家族従業員数の合計である。
(4) 現金給与総額とは、常用労働者のうち雇用者（「正社員、正職員等」及び「パート・アルバイト等」の人数の合計）に対する「基本給」、「諸手当」、「期末賞与」、「退職金」、「解雇予告手当」、「出向・派遣受入者に係る支払額」、「臨時雇用者に対する給与」及び「出向させている者に対する負担額」など、すべての現金給与の合計金額である。
(5) 原材料使用額等とは、「原材料使用額」、「燃料使用額」、「電力使用額」、「委託生産費」、「製造等に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」の合計で、消費税額を含んだ額である。なお、「製造等に関連する外注費」及び「転売した商品の仕入額」は、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動にかかる収入を把握する目的で、平成19年調査から追加された調査項目である。
(6) 在庫額とは、「製造品」、「半製品」、「仕掛品」、「原材料」、「燃料などで事業所の所有に属するもの」を帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造させた委託生産品（製造品、半製品、仕掛品）の在庫も含まれる。
(7) 有形固定資産のうち、取得額とは、「購入」、「建設」、「自家製作」、「同一企業に属する他の事業所からの受け入れ」及び「建設仮勘定からの振替」などによる増加額である。除却額とは、「売却」、「撤去」、「減失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し」による減少額である。減価償却額は、「減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額」、「減価償却累計額として計上された額」である。
(8) リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中は原則として中途解約のできないものをいう。
(9) 製造品出荷額等とは、「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「製造工程から出たくず・廃物の出荷額」及び「その他の収入額（修理料収入、転売収入など）の合計額」で、内国消費税額等を含んだ額である。なお、「その他の収入額」は、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動にかかる収入を把握する目的で、平成19年調査において追加された項目である。

- (10) 内国消費税額等は、消費税を除く内国消費税額と推計による消費税額の合計である。また、消費税を除く内国消費税額は、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。なお、消費税額は推計により算出している。
- (11) 工業用地のうち敷地面積は、平成26年12月31日現在において事業所が使用（賃貸を含む）している敷地の全面積である。また、建築面積は事業所敷地内にあるすべての建築物の面積の合計であり、延べ建築面積は事業所敷地内にあるすべての建築物の各階の面積の合計である。
- (12) 工業用水は、平成26年の1年間に事業所で使用した用水の総量を操業日数で除した1日当たり用水量である。

8 計算項目の説明

計算項目は次の算式によっている。

(1) 生産額（従業者30人以上の事業所）

製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

(2) 付加価値額（従業者30人以上の事業所）

製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－原材料使用額等－内国消費税額等－減価償却額

(3) 粗付加価値額

製造品出荷額等－原材料使用額等－内国消費税額等

(4) 付加価値率（従業者30人以上の事業所）

付加価値額÷〔製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－内国消費税額等〕×100

(5) 原材料率（従業者30人以上の事業所）

原材料使用額等÷〔製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－内国消費税額等〕×100

(6) 現金給与率（従業者30人以上の事業所）

現金給与総額÷〔製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－内国消費税額等〕×100

(7) 分配率（従業者30人以上の事業所）

現金給与総額÷付加価値額×100

(8) 在庫率（従業者30人以上の事業所）

年末在庫額合計÷製造品出荷額等×100

(9) 付加価値生産性（従業者30人以上の事業所）

付加価値額÷従業者数

(10) 有形固定資産投資総額（従業者30人以上の事業所）

取得額＋建設仮勘定の増減額

(11) 1事業所当たり製造品出荷額等

（製造品出荷額等－内国消費税額等）÷事業所数

(12) 従業者1人当たり製造品出荷額等

（製造品出荷額等－内国消費税額等）÷従業者数

9 利用上の注意

- (1) 工業調査は従業者4人以上の事業所を対象に実施しているが、従業者3人以下の事業所については、本市独自に調査(届出統計)を実施している。
- (2) この結果報告は、本市において独自集計したものであり、経済産業省及び山形県から公表される数値と若干相違することもありうる。
- (3) 調査日現在において休業、操業準備中、操業開始後未出荷の事業所等は除かれている。
- (4) 本書に掲げた数値は、単位未満四捨五入等により内訳と総数が一致しない場合がある。
- (5) 本書の中で、「-」は該当数字なし、「x」は事業所数が1又は2の場合に、秘密の保持上秘匿したことを示す。また、事業所数が3以上あっても各統計表の関連から秘匿したものもある。ただし、従業者数の取扱いについては、平成17年8月から秘匿を解除することができるようになったため、秘匿していない。
- (6) 産業分類について

工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。平成25年に日本標準産業分類の第13回改定が行われたことに伴い、平成26年調査より工業統計調査用産業分類も次のとおり改定した。

旧	新	変更内容
12 木材・木製品製造業(家具を除く)	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	
121 製材業、木製品製造業	121 製材業、木製品製造業	
1211 一般製材業	1211 一般製材業	
1212 単板(ベニヤ)製造業	1212 単板(ベニヤ)製造業	
1213 床板製造業		
1214 木材チップ製造業	→ 1213 木材チップ製造業	分類番号変更
1219 その他の特殊製材業	1219 その他の特殊製材業	
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	
1221 造作材製造業(建具を除く)	1221 造作材製造業(建具を除く)	
1222 合板製造業	1222 合板製造業	
1223 集成材製造業	1223 集成材製造業	
1224 建築用木製組立材料製造業	1224 建築用木製組立材料製造業	
1225 パーティクルボード製造業	1225 パーティクルボード製造業	
1226 繊維板製造業	1226 繊維板製造業	
1227 銘木製造業	1227 銘木製造業	
	→ 1228 床板製造業	分類番号変更
24 金属製品製造業	24 金属製品製造業	
243 暖房装置・配管工事用附属品製造業	→ 243 暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業	名称変更
2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)	2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)	
2432 ガス機器・石油機器製造業	2432 ガス機器・石油機器製造業	
2433 温風・温水暖房装置製造業	2433 温風・温水暖房装置製造業	
2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く)	

問い合わせ先：米沢市企画調整部総合政策課 統計調査担当
〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号
TEL:0238-22-5111(代) 内線 2804、2805

産業中分類は、次のように略称を用いた。なお、分類番号の○印は基礎素材型産業に、☆印は加工組立型産業に、他は生活関連・その他産業に区分される。

分類番号	産 業 中 分 類 名	略 称
0 9	食料品製造業	食 料
1 0	飲料・たばこ・飼料製造業	飲 料 等
1 1	繊維工業	繊 維
○ 1 2	木材・木製品製造業（家具を除く）	木 材
1 3	家具・装備品製造業	家 具
○ 1 4	パルプ・紙・紙加工品製造業	紙
1 5	印刷・同関連業	印 刷
○ 1 6	化学工業	化 学
○ 1 7	石油製品・石炭製品製造業	石 油
○ 1 8	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック
○ 1 9	ゴム製品製造業	ゴ ム
2 0	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮 革
○ 2 1	窯業・土石製品製造業	土 石
○ 2 2	鉄鋼業	鉄 鋼
○ 2 3	非鉄金属製造業	非 鉄
○ 2 4	金属製品製造業	金 属
☆ 2 5	はん用機械器具製造業	はん用機械
☆ 2 6	生産用機械器具製造業	生産用機械
☆ 2 7	業務用機械器具製造業	業務用機械
☆ 2 8	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電 子
☆ 2 9	電気機械器具製造業	電 機
☆ 3 0	情報通信機械器具製造業	情 報
☆ 3 1	輸送用機械器具製造業	輸 送
3 2	その他の製造業	そ の 他